羽保高第　４４８３　号

平成２７年　３月２４日

指定居宅介護支援事業者

管理者　　様

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課長

**通院等乗降介助における家族の同乗に係る届出書の取扱いについて（通知）**

　平素は、本市の保健福祉、介護保険事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて標記のことにつきまして、平成１９年９月１４日羽保高第２４０４号通知にて、通院等乗降介助において家族が同乗する場合、その必要性を確認する為、当市に「通院等乗降介助における家族の同乗について」届出書の提出を依頼してきたところですが、この間の届出状況等及び事務負担の軽減を鑑み平成２７年４月１日以降については届出書の提出は不要との取扱いとします。

なお、届出は不要となりますが、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、必要性を明確にした上で居宅サービス計画に位置づけるようご留意ください。

　また、通院等乗降介助を居宅サービス計画に位置づけるに当たっては、適切なアセスメントを通じて

　ア　通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由

　イ　利用者の心身の状況から乗車時の介助行為を要すると判断した旨

　ウ　総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること

が居宅サービス計画に明確に記載されていなければ介護給付費の返還対象となりますのでご留意ください。

＜担当・お問い合わせ先＞

羽曳野市保健福祉部保険健康室高年介護課

事業者支援担当

℡　０７２－９５８－１１１１内線１３９０

Fax　０７２－９５０－２５３６

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.